

## 余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を工期（実工期）の前に設定した工事（以下、「余裕期間制度活用工事」という。）として、施工時期の平準化を目的としたゼロ債務を活用する案件に適用します。

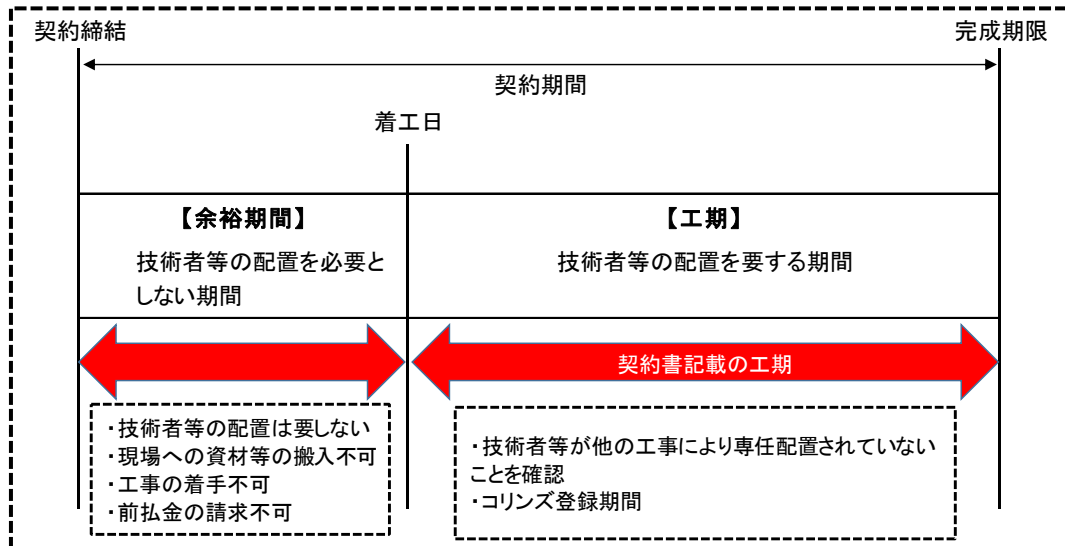
### 1 対象工事について

対象工事は、施工時期の平準化を目的としたゼロ債務を活用する工事とし、入札公告（別紙1）において余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）である事を示すとともに、「余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書」（別紙2）を添付して契約を締結します。

### 2 余裕期間について

余裕期間の設定は、発注者が工事開始日を着工日としてあらかじめ指定する、「発注者指定方式」とします。

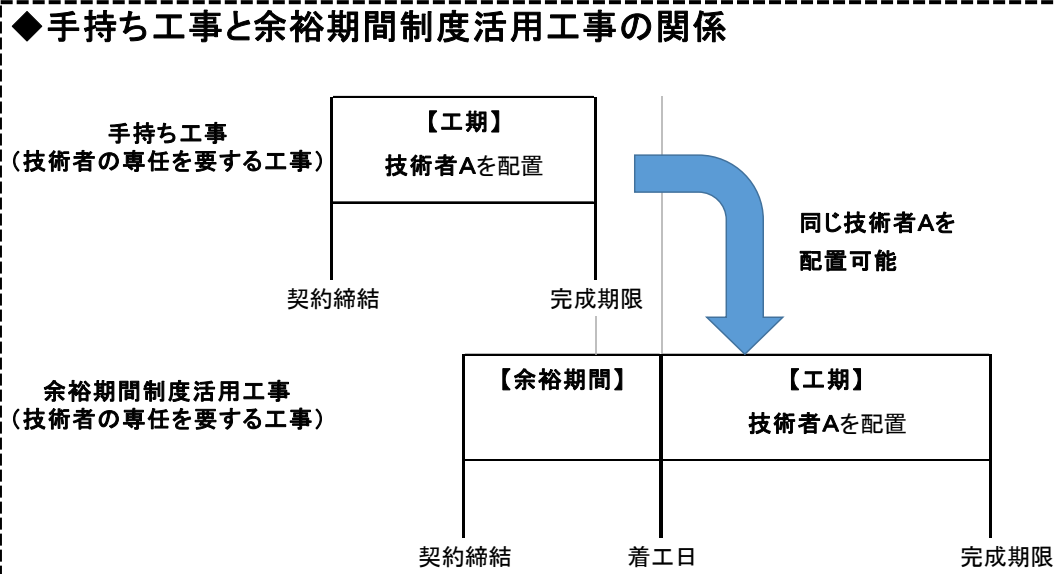
なお、着工日については、変更できません。



### 3 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置を要しません。

よって、手持ち工事と余裕期間活用工事の関係において、監理技術者等の配置を要する期間が重複しなければ、専任を要する工事であっても、同じ監理技術者等を配置することが可能となります。



#### 4 入札時における技術者の取扱いについて

入札参加資格で求める監理技術者等の配置要件については、着工日前日までに他の工事の従事を終えることとします。

※ 当該工事が監理技術者等の専任配置を要し、かつ配置予定技術者が、他の工事に従事している場合は、着工日前日までに必ず該当工事が完了することを確認のうえ配置してください。

#### 5 現場代理人の常駐について

余裕期間は、工事請負契約約款第11条に定める現場代理人の常駐を要しません。

#### 6 その他

##### (1) 余裕期間における準備等について

余裕期間は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、書類作成等を行うことができますが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事着手と判断される準備等はできません。

なお、余裕期間に行う準備は、受注者の責により行うこととなります。

##### (2) 契約保証の取扱いについて

契約保証の保証期間については、余裕期間を含めた契約期間を満たすことが必要です。

##### (3) 技術者等が配置できない場合

着工日において、工事請負契約約款第11条に定める技術者等を配置できない時は、建設業法等に違反するため、契約を解除することがあります。

技術者等の配置には、ご注意ください。

(別紙1)入札公告記載例

電子入札案件情報

事後審査型制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。  
平成〇〇年〇月〇日

余裕期間制度活用工事である場合は、  
で囲んだ箇所に内容を記載いたします。

工事名称	〇〇〇〇工事	
入札説明書等	別表1・2・3 共通事項 設計図書は電子入札システムよりログインし、確認してください(ICカードが必要です)。	
工事場所		
工期	着工日 ~ 平成〇〇年〇月〇日	
着工日※	平成〇〇年〇月〇日	
一部完成期限		
工事概要		
工事種目	**工事	
物件等級	*	
発注方式	単体(単体企業、事業協同組合)	
低入札価格調査制度	適用外(最低制限価格適用のため)	
建設リサイクル法	適用	
入札参加資格	登録種目	**:*:*:*工事
	希望種目	**工事
	参加可能等級 単体(組合含む)	別表1のとおり
	参加可能等級 特定JV	—
	参加可能な等級と 地域の組合せ及び申込に関する条件等	別表1・2のとおり
	建設業許可区分	建設業法に基づく【**工事業】にかかる一般・特定建設業許可
	配置予定技術者	建設業法に係る「**工事業」の監理技術者又は主任技術者で、入札公告【共通事項】1-(2)-3の条件を満たす者を配置できること (契約締結日から着工日の前日までの余裕期間は、当該技術者の配置を要しない。)
その他	〇共通事項に記載の資格を有していること	
設計図書 配布開始日	平成〇〇年〇月〇日	
設計図書 配布方法	システムによる	
設計図書等に対する 質問締切日時	平成〇〇年〇月〇日 17:00	
設計図書等に対する 質問方法	システムによる	
設計図書等に対する 質問への回答日	平成〇〇年〇月〇日 10:00 ~ 平成〇〇年〇月〇日 17:00	
設計図書等に対する 質問への回答方法	質問への回答日に当該欄において掲載する。なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する 場合があるので、必ず入札書提出期間までに内容を確認すること	
入札書提出期間	平成〇〇年〇月〇日 9:00 ~ 平成〇〇年〇月〇日 17:00	
開札予定日時(予定価格の通知)	平成〇〇年〇月〇日 13:30	
予定価格に対する質問期間※	予定価格の通知から平成〇〇年〇月〇日 17:00	
予定価格に対する質問への回答(予定)日時※	平成〇〇年〇月〇日 10:00(予定価格に対する質問がなかったときは質問期間終了日の翌開庁日13:30)	
審査順位公開(予定)日時※	平成〇〇年〇月〇日 13:30(予定価格に対する質問がなかったときは質問期間終了日の翌開庁日13:30)	
入札参加資格 審査資料等提出日時	別表3のとおり	
入札参加資格 審査提出資料	別表3のとおり	
落札決定(予定)日	平成〇〇年〇月〇日(予定価格に対する質問がなかったときは審査順位公開の翌日から起算して5日後)を予定とする(別表2参照)	
関連工事の 随意契約予定 議会の議決	無	
前払金	40%ただし、本工事に係る前払金については、着工日以降に支払い手続きを行うことができる。	
その他	〇公告番号 ●●●●●● 〇工事の請負契約に係る予定価格に対する質問に関する要領は、「大阪市ホーム>大阪市電子調達システム>各種資料・ダウンロード>入札制度に関わる資料>大阪市契約関係規程集」に掲載 〇本工事は、「余裕期間制度活用工事(発注者指定方式)」である。なお、詳細については、「余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書」を参照のこと。 〇工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領は、「大阪市ホーム>大阪市電子調達システム>各種資料・ダウンロード>入札制度に関わる資料>大阪市契約関係規程集」に掲載 〇設計図書等を訂正する場合は、大阪市電子調達システム【入札案件の中止・公告内容の修正などに関するお知らせ】(工事請負)にその内容を掲載する。	
入札担当	契約管財局契約部契約課工事契約グループ 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階 電話06-6484-7425	
設計担当	〇〇局〇〇部〇〇課(〇〇グループ) 大阪市〇区〇〇 電話06-****-****	
契約担当	契約管財局契約部契約課工事契約グループ 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階 電話06-6484-7425	
開札場所	大阪市契約管財局	

1. 大阪市の業務受付時間は午前9時より午後5時までです。

※ 着工日、予定価格の質問期間に関する項目については、平成31年1月1日以降に項目追加されます。

## (別紙2) 特記仕様書記載例

### 余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、現場施工に着手するまでの期間（以下「余裕期間」という。）に建設資材や労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）である。

#### 1 余裕期間制度の方式

本工事は、工期に余裕期間を設定した余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）とする。

#### 2 定義

- (1) 「余裕期間」とは、契約締結日から着工日（工事開始日）の前日までの期間をいう。
- (2) 「工期」とは、着工日（工事開始日）から工期の末日（工事完成期限）までの期間をいう。

#### 3 工期

平成31年4月△日から平成△△年△月△日までとする。

（余裕期間：契約締結日から平成31年4月○日まで）

#### 4 監理技術者等の専任期間及び現場管理等

- (1) 余裕期間は現場代理人及び主任技術者、監理技術者、専門技術者を配置することを要しない。
- (2) 余裕期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- (3) 余裕期間は現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 5 前払金の請求

本工事の前払金については、着工日（工事開始日）以降に支払い手続きを行うことができる。

#### 6 CORINS への登録

受注時の登録を行う場合においては、着工日（工事開始日）後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録するものとする。

技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。